

徳島市産業振興ビジョン策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 徳島市産業振興ビジョン策定委員会(以下「委員会」という。)は、少子高齢化の進行、多様化する消費者ニーズ、経済のグローバル化や地域間競争の激化など産業を取り巻く環境が大きく変化する中で、「第4次総合計画」を踏まえ、本市産業の新たな成長・発展を目指し、本市産業の将来像を示すとともに、将来像の実現に向けた産業振興の方向性及び戦略を示す徳島市産業振興ビジョン(以下「ビジョン」という。)について検討することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、産業振興ビジョンの策定に関することについて審議し、意見を述べる。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

産業振興団体の関係者

学識経験者

関係行政機関の職員

その他、市長が必要と認める者

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長、副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委員の委嘱の日から第1条の目的を達成する日までとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、第3条に掲げる委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、徳島市経済部経済政策課に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるものの他、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成25年6月3日から施行する。